

# 平和学とは、平和とは

— <理想と現実> <理性と情動> の交錯

饗 場 和 彦

## Peace Studies and Concepts of Peace

— A Framework of <Utopianism or Realism> and <Reason or Emotion>

Kazuhiko Aiba

### 抄 録

北朝鮮危機など近年、国際関係が緊張する中、平和学の存在がクローズアップされている。平和学は学問としては比較的新しいが、価値志向性、学際性、全体性、市民社会性、実践応用性などの特性が顕著で、国際関係学（論）、国際政治学などとは相違がある。その平和学は平和の実現を期するとはいえ、平和自体の概念が多様でつかみにくいため—場合によっては逆の意味まで含意するほど—容易にはなされにくい。また平和の実現を図る姿勢は、<理想と現実>、<理性と情動>という二種の方向性の違いによって四種に類別できるが、どのような姿勢が適切であろうか。情動に駆られて武力を肯定する姿勢は論外であるが、単に理性的に理想を説いても不十分である。視野の広い動的なバランスが肝要だ。

**キーワード：**平和、平和学、戦争、ガルトウング

(2017年9月26日受理)

### Abstract

Given the recent disorders and crises in international community, *raison d'être* of Peace Studies is being remarkably elevated. Peace Studies, though relatively a new comer research field, has several distinct features: value oriented stance, interdisciplinary approach, holistic approach, citizen based viewpoint, and practical applicability. However, realization of peace is not an easy task, partly because of the diversity of concepts of peace itself. Attitudes towards peace would be categorized into four, depending on two directions: "utopianism or realism" and "reason or emotion". A desirable attitude is a dynamic interplay between categories except an emotion based realism attitude.

**Keywords:** peace, peace studies, war, Galtung

(Received September 26, 2017)

## はじめに

朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮と略）と米国による対立がチキンゲームの様相を呈してきた2017年夏、「戦争」という言葉が一定のリアリティをもって語られる状況の中で、国際社会には焦燥感と閉塞感が募っている。この状況に至る以前においても日本では、「平和安全法制」（あるいは「戦争法」。以下安保法制と略）が成立、施行され<sup>1</sup>、日本が戦争をする国に変わってきているとの懸念が広がった<sup>2</sup>。こうした危機感の深まりは、逆に平和への希求を高め、相関して、その平和を学ぶ学問としての平和学（Peace Studies）も存在感を増す。筆者が勤務する徳島大学総合科学部のカリキュラムが一新され、2017年度から平和学が開講されるのも、こうした背景が関連している。

平和学は比較的に新しい学問であるが、その知的蓄積と貢献は国際的にも日本国内においても、一定の評価がある。ただ、平和学の視点で具体的な平和をめぐる諸課題を考える際、二種の方向性の相違のもと、ある種の断絶があるのではなかろうか。〈理想と現実〉、〈理性と情動〉という二種の座標軸で仕切ると四つの象限ができるが（図1）、平和を考える際、この座標間の分断がなかなか埋まらず、結局、平和の実現という本旨が滞ってしまう懸念がありうる。とくに近年は、目の前で起きる事態に軍事的に感情的に対応する言動、つまり図1の象限Ⅱに傾斜する傾向が顕著で、いっそう憂慮される。本稿では、不透明感を増す日本国内外の現況において、こうした四象限の断絶を問題意識に、平和学の基本的な概念の一端を確認する。

まず平和学をめぐる経緯を概観し、その特性を総論的に整理したうえで、とくに平和という概念の持つ多様性に関し基本的な考察を行う。そのうえで、〈理想と現実〉、〈理性

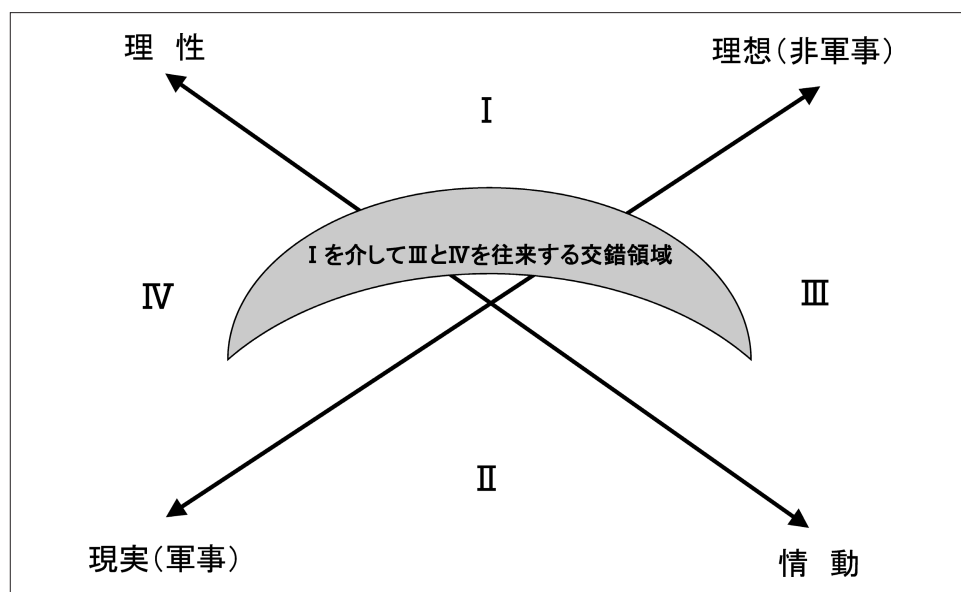


図1：〈理想と現実〉・〈理性と情動〉の交錯

と情動」という座標軸で仕切る四つの象限を示しつつ、なかんずく注目を要する領域として、「理想と情動」（象限Ⅲ）と「現実と理性」（象限Ⅳ）の間を往来する交錯領域を提示する。

## 1. 平和学とは何か

平和学とは、最も簡潔には「戦争の諸原因と平和の諸条件に関する研究」と説明される<sup>3</sup>。つまり、なぜ戦争は起きるのか、どうすれば平和になるかを考える学問といえる。医学が病気の原因を探り、どうすれば健康になれるかを求めるのと似ている。医学ではなく「健康学」と表現してみると、「平和学」と共通する本然（暴力対平和＝病気対健康という定式）がいつそうわかりやすくなる<sup>4</sup>。

学問としての平和学の歴史は比較的新しい。第二次世界大戦後の1950年代から平和学が形成され、50年代に北米で、60年代に北欧で体系化されていった。日本では平和学はそれらより一息遅れる形で発展したが、ヒロシマ・ナガサキや憲法9条など日本に特異の要素を背景に、着実な進歩があった。

平和学と近い研究体系として、国際関係学（論）や国際政治学がある。平和学も国際関係学（論）、国際政治学も戦争や紛争の問題をはじめ、国際社会における国家間の相互作用を中心に広範、多面的な対象を研究するのは共通しているが、いくつかの点において相違がある。

国際関係学（論）、国際政治学とも第一次世界大戦の大きな衝撃の後、体系的に発展した。国際政治学は主に国家間の安全保障の問題が政治学のアプローチで問われる一方、国際関係学（論）は経済、法、社会、文化、環境などのテーマも含め、政治学以外のアプローチもとられる。

他方、平和学の形成と台頭は第二次世界大戦以降であり、この国際関係学（論）・国際政治学より後発的な位置にあることが、平和学の本質的特性に結びつく。つまり先行した国際関係学（論）や国際政治学に対する、批判的対抗性である。未曾有の世界大戦の後、その事件を契機に国際関係学（論）や国際政治学が発展したにもかかわらず、再び世界大戦に至ったのはなぜか。戦争を防ぎ、平和をもたらす上で国際関係学（論）や国際政治学の知見や手法には限界があるのではないか。第三次世界大戦や核戦争を防ぐには、従来にない新しい研究体系が必要とみなされ、平和学の形成に至ったと考えられる。したがって、平和学には国際関係学（論）や国際政治学とは一線を画すいくつかの特性がある。

## 2. 平和学の特性

平和学の学問としての特性は、①価値志向性、②学際性、③全体性、④市民社会性、⑤実践応用性などが挙げられる。加えて、非暴力性、肯定的人間観も平和学の特性として指摘されうるが、この点は議論の余地がある。

<価値志向性>

第二次世界大戦を防げなかった悔悟に加え、冷戦の2極構造と核兵器の開発競争という新しい危機状況の下、既存の国際関係学（論）・国際政治学へのアンチテーゼとして生まれた平和学は、その出自からして当然に平和という価値を強く希求する志向性を帯びている。

しかしこの価値志向性は、一面、諸刃の剣のような功罪を持つ。運動論として考える場合、確固とした価値観は行動を促進する原動力であるから「平和運動」であるならば、この価値志向性は不可欠かつ有意義である。しかし「平和学」という科学としての位置づけから見ると、ある種の矛盾を内包しうる。

一般に科学は自然科学と社会科学、人文科学に分類され、それぞれに体系化された多数の個別の専門学問分野（discipline：ディシプリン）が存在するが、学問が真理の追求をその使命とする以上、その追求者としての立場において客観的な中立性が不可欠であるのは、およそ「科学」を名乗る以上、共通した認識である。しかし、一般に、自然科学が研究の主体（＝人間）と客体（＝自然）を隔絶できるのに対し、社会科学と人文科学では、その分離に限界がある。人間の外的な営みによって構成される社会を対象とする社会科学も、人間の内的な営みそのものを対象とする人文科学も、研究の主体（＝人間）と客体（＝人間の社会、あるいは人間そのもの）が重複する以上、研究者の主観が研究対象に影響するバイアスや偏向性を排除できにくいからである。たとえば自己達成予言（Self-fulfilling prophecy）の問題などに、この点が顕著に示される<sup>5</sup>。

したがって社会科学や人文科学の学問は、その本質上、科学としての限界性を自覚するがゆえ、極力、価値の中立性に配慮するのであり、社会学者に必要なのは分析の過程における「禁欲の精神」とであるとされる<sup>6</sup>。しかし、平和学はこの点で正反対に、真正面から平和という価値を打ち出すのである。平和であっても戦争であっても、その是非を問わない価値中立の立場こそ、学問としてあるべき姿勢ではないか、平和学は科学としての資格があるのか、と象牙の塔の住人がある種の反感や疑問を持つのも、故なきではない。この点は「平和」に限らず、「民主主義」や「人権」などの問題にも共通する。

ただこの価値中立性の是非の議論は、「科学の原罪性」を自覚するとき、マンハッタン計画のメンバーである科学者がその後、反核平和運動に転進する例に典型的に見られるように、科学における倫理性のコンテクストにおいては一定の価値志向が肯定的に論じられる。平和学が社会にもたらした貢献の一つは「科学に良心を注入したこと」である、と賞賛されるゆえんである<sup>7</sup>。また平和学の価値志向性が「主観性」と同列視され批判されるとしても、平和学が新しい平和の現実を実際に創れるとき、あるいはその平和を創る技術論が問われるとき、そこには一定の「客観性」が存在するとも言えるだろう<sup>8</sup>。

<学際性>

時代の変化に伴い複雑化する国際社会の構造の中、また後述するように、平和という概念そのものが多様化する中で、平和学の研究アプローチは必然的に多角化する。政治学、

経済学、社会学、法学、文化人類学、心理学、哲学、倫理学、文学、歴史学、数学、物理学、生物学など多様な分野から多彩な研究者が関わり、確立した伝統的なディシプリンをまたぐ形の知見と方法論が模索される。

しかし、弟子 (disciple) が長年師匠 (doctor) を引き継いで確立した規律 (discipline) のある専門学問分野 (discipline) からすれば、こうした学際的な (inter-disciplinary あるいは multi-disciplinary) 発想や手法は、なんでもありの規律を欠いた、ふまじめな姿勢に映り、否定的な評価を受けがちになる。

とはいえ、平和の実現という平和学の本旨に立ち返るなら、多角的に幅広いアプローチを組み合わせる学際的な姿勢は、平和の実現にとって実効性があるのは明らかだろう。夜、電柱の街灯の下で、紛失した財布を探す人のたとえ話がある。街灯の光は、確立した専門学問分野の知見と方法論を意味するが、この光の届く範囲に財布が落ちているとは限らない。暗闇に落ちている財布を探すために、別の知見や手法が必要であるのに、往々にして研究者は明るいとこだけ探し回ってしまう、つまり自己のディシプリンを超えようとならないという箴言である。平和の実現が難題であればあるほど、そのための手段は最大限、多様に総動員されるべきであり、捷破りの不肖の弟子 (disciple) こそ必要であるといえるだろう。

#### <全体性>

上述の学際的なアプローチと表裏一体であるのが、平和学における全体論 (holism / wholism) やシステム論 (system theory) の特性である。一般にシステム論では、一つの系 (システム) 全体は部分に還元することができず、系内の諸要素が相互に作用しながら、全体として系は一つの目的に向かい動くとみる。また全体論は対象を単なる要素の集積とみず、全体の示す性質は部分の算術的総和以上のものとする。たとえば DNA は生物の根源の構成要素であるが、DNA の振る舞いが解明されても、その DNA を持つ全体としての生命体の現象は、別の理解を要するわけで、原子論的に事象を細分化し専門化する近代科学そのものへの懐疑でもある。

平和の実現を図る平和学において、全体としての平和は様々な構成要素から成り、一つ一つの要素に還元して理解するのは重要であるものの、単にそれを機械的に総和しても平和の実現につながるわけではない。要素間の相互作用や、全体としての有機的な統合があってはじめて、平和の実現に至ると考えられるのである。たとえば、日本人は協調性があるとも言われるが、そうした個人が部分として集合して全体としての日本国を形成しても、日本が他国と協調する平和国家になるとは限らない。学際的なアプローチによる成果を単純に総和するにとどまらず、全体としての有機的な相互作用と統合の次元にまで至る視点が、平和学では必須である。

#### <市民社会性>

二度の世界大戦を通して死屍累累を目撃し (第一次世界大戦で 1600 万人、第二次世界

大戦で5000～8000万人)、さらに地球を滅亡しかねない第三次世界核大戦の悪夢にうなされる中、台頭した平和学はその根底の問題意識に「被害者」としての視座が根付いている。アウシュビッツにせよ、ヒロシマ・ナガサキにせよ、無辜の市民が言われなき惨劇に苦悶する不条理はあとを絶たない。こうした不条理の根底にあるのが、統治者－被統治者の圧倒的に非対称な権力関係であるとわかるならば、平和学のスタンスとしては、統治する側・権力を持つ側でなく、統治される側・脆弱な市民の側に目線が向くのは当然であろう。「弱者の立場から戦争を回避するために何ができるかを考えることが平和学の基本的な姿勢」とされるように<sup>9</sup>、被害者としての市民の目線に基づく市民社会性は、平和学の一つの特性といえる。

また、それゆえ研究者は市民感覚を持って対象にあたり、その成果をふつうの市民に理解可能な言葉で伝える責務を負うのであり<sup>10</sup>、その意味で学術的な既存のディシプリンと対照的である。

この市民社会性は、平和という価値の実現のために行動する実践応用性（次項）との関係でも、市民運動という形で発露する。対人地雷やクラスター爆弾、核兵器の禁止条約締結に関して市民や市民団体が大きな原動力になった実績をみれば、市民社会性は単なる被害者としての視座のみならず、平和を創る担い手としての視座においても大きな意味を持つことがわかる。

#### <実践応用性>

医学が基礎研究と臨床から構成されるように、平和学も理論研究と実践の両面における一体性を特徴とする。一般のディシプリンが象牙の塔にこもって思索する傾向があるのに対し、平和学は象牙の塔を出て現場に立ち、思索のみならず行動も重視する。現場での実践が重視されるのは、平和という価値の実現に強い目的志向を持つ平和学の特性を鑑みれば、内向的・思惟的にとどまった姿勢は、結局、机上の空論を弄し、眼前の課題に対し拱手傍観しているだけに映ってしまうからだ。

平和という価値志向の下、実践する中で確立されてきたのが紛争解決学（Conflict Resolution）といわれる分野である。第二次世界大戦以後の世界が米ソの冷戦に支配された結果、米ソの代理戦争としての地域紛争が頻発した。世界大戦とあわせて地域紛争を止め、和平に導くための技術的、実践的な知見として、紛争解決学は具体的な紛争に適用され、個人レベル、集団レベル、国家レベルそれぞれにおいて有用な成果がある。

平和学の実践応用性の特性は「現場主義」とも換言できる。研究面ではフィールド調査としての様々手法が重視され、教育面ではフィールドワーク、スタディツアー、インターシップなど体験型の学習が重用される。また具体的な課題に関して、当事者や行政に対し問題の分析と応用策を提言する、または自身もその対応策の実践に関わる、政策提言（アドボカシー）の活動も、平和学に特徴的な傾向である。

<武力の是非・人間観の相違>

以上の5点の他、平和学の特性として武力の否定=非暴力と、人間の本性に対する信頼感=性善説が挙げられる場合がある。「平和学はあくまでも『平和的手段による平和あるいは安全保障』であるから軍事力による安全保障を論じた論文が平和学の範疇に含まれるなら、それは「羊頭狗肉」であると指摘される<sup>11</sup>。また「政治や法律は『人間の最悪の部分』を想定して制度化されている」が、「平和学は人間性の最善の部分呼び起こす知的営為」であるという<sup>12</sup>。こうした指摘の根底にあるのは、人間の善性を信じ暴力を忌避する理想主義的な信念であるが、このスタンスが平和学の分野で広く共有されている特性とまで言い切れるかは難しい。

まず、「目標としての平和」と「手段としての平和」の関係性の問題がある。日本国憲法の前文で「正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」とあるのは目標としての平和であるが、その達成のための手段は第9条で定めており、文字通りに読めば非軍事的手段を意味している。したがって論点は、目標達成のための手段としてどちら－軍事手段と非軍事手段－が合理的なのか、という問いに換言できる。

ガンジーは目的と手段の一致を説いたが、他方、一定の武力をやむをえない手段として肯定する発想は広くある。たとえば、国連憲章第7章で武力行使が前提にされている国連の集団的安全保障の仕組み、日本国憲法第9条の下でも合憲とされる個別的自衛権としての武力行使、大規模な人道危機に対する軍事的、強制的な人道的介入など、武力に対する一定の受容を前提に議論される課題は少なくない。全面的な武力万能主義は論外であるが、限定的な武力行使が相対的に有効な場合がありうるという、必要悪としての武力まで否定することが、目標達成においてどの程度合理的か、問われている。

また、人間の良心に期待する楽観論・性善説に対しても、とくに権力関係における脆弱な一般市民の実態を知るなら、権力者に対する懐疑と警戒、性悪観は不可欠の視点とも言える。権力を行使するのが神様でなく人間である以上、その権力者は無能であるかも、邪悪であるかも知れず、そんな権力者が圧倒的な強制力を濫用すれば、市民はひとたまりもない。こうした歴史的な犠牲の上に、そうした不条理を回避しようとして民主主義や立憲主義、人権概念が創出されたのであるから、その意味で、人間に対する楽観的、無防備な信頼は、「正直者が馬鹿をみる」ような危惧をぬぐいきれないだろう。

性悪説の人間観を持ち、一定の武力を必要悪として認める立場は古代ギリシャ以来のリアリズムの系譜の基本であるから、伝統的な国際関係学（論）、国際政治学への対抗性を持つ平和学が、リアリズムに対抗するユートピアニズム・非戦に立つのは、平和学のアイデンティティとして道理ではある。しかしリアリズムの観点を全否定する形で果たして、平和学本来の目的である平和の実現が十全の実効性を持って想定できるのか、議論は分かれよう。

たとえば、後述するヨハン・ガルトゥング（Johan Galtung）は「平和学の父」とも言われる泰斗であるが、防衛のための最低限の武力保持を現実的な判断として推奨している<sup>13</sup>。また、加藤朗は「平和主義的現実主義」として一定の武力を肯定する立場から平和の実現

を考察している<sup>14</sup>。キリスト教信者でもあった南原繁・元東大総長は国連の集団的安全保障としての武力に理解を示していたし、日本の平和研究の開拓者、坂本義和も国連警察軍の日本駐留や人道的介入などを提起していた。こうした論点はいわば、“原理主義的平和学”と“修正主義的平和学”の対立とも言えるのだが、突き詰めれば個人の信条にも行き着くため、一概に是非は示しにくい。

### 3. 平和の概念

平和学が対象とするテーマ、「平和」は一見、誰も異をはさまない、単純で自明の概念に映るものの、実際はむしろ「鶴」のようなとらえどころがない、錯綜した実態を持っている。平和という概念の存在は歴史上、古くにさかのぼれるが、その内実は当初より多様であり、また時代の変遷により多面化してきた。今では、実質的には平和とは正反対の意義も含むほどに“平和”の意味するところは無制限に拡散している。ここでは複雑・多様な平和の概念を整理する。

#### <歴史的・文化的平和観の相違>

あれだけ頻繁に銃の乱射事件が起きても銃規制が進まない米国社会を、日本人は理解に苦しむのであるが<sup>15</sup>、他方、広島平和記念公園の碑文が「過ちは繰返させぬから」と、原爆投下の主体がばかして刻まれているのを理解できない外国人も多い<sup>16</sup>。歴史や文化によって異なる平和観があるため、平和をめぐる事情のとらえ方にかなりの差が生じるのである。

何をもって平和とみるか、という平和観は大きく、①正義、②秩序、③心的安寧の三種に類型化でき、それぞれにヘブライ文明、ヘレニズム文明、東洋文明の歴史・文化が対応していると指摘される<sup>17</sup>。ユダヤ教・キリスト教・イスラム教（啓典の民）の伝統に根付く、ヘブライ文明に共通する性質では、神意に基づく正義の実現をもって平和とみなす傾向がある。ヘブライ語では「シャーローム」という言葉が平和を意味し、日常のあいさつとしても使われる。また、秩序はヘレニズム文明における平和観の基本であり、ギリシャ語の「エイレーネ」は状態としての秩序・まとまり、ローマ（ラテン語）の「パックス」は征服による秩序を含意している。さらに、正義や秩序が人間の外的環境であるのに対し、東洋文明の平和観では内的な心の状態を対象にする。インド・サンスクリット語の「シャーンティ」、中国語の「和平」、日本語の「平和」は、穏やかな、平らかな、和やかな心の状態を指す傾向がある。

しかし、正義、秩序、心的安寧は一長一短があり、それぞれの短所が平和の実現を妨げる要因になりうる。正義に基づく平和観はそれが神の意思であろうが、普遍的な原理であろうが、不正義があれば糾すことが平和の実現なのであるから、秩序と安定を犠牲にしても、さらには武力に訴えてでも、正義が追求されやすい。逆に秩序を重視する平和観では、混乱を避けたいがため不正義をあえて看過し、とくに不公正な統治や社会の矛盾（後



述する「構造的暴力」)が潜在しやすくなる。心的安寧を求める立場では、結局、正義だろうが秩序だろうが、外的な状況に関われば義憤や恐怖、悔恨など様々に心が乱れてしまうから、結果、社会や政治に背を向ける態度に陥ってしまう。

ガンジーもキング牧師も非暴力抵抗運動で成果を上げたが、そのプロセスにおいてはそれぞれの社会における平和観の違いから特色があった。インドでは心の安寧が重視されるために人々はインド社会の不正義になかなか目が向きにくく、したがって抵抗の意思を持ちにくく、しかし、アヒンサー（不殺生）の伝統が強いため、非暴力の手法は容易であった。他方、キング牧師は、正義を求める平和観ゆえ黑人らに抵抗意識を促がすのは容易であったが、逆に非暴力の手法に徹する点で困難が大きかった。

#### <平和ならざる状態：ピースレスネス>

「平和とは何か」と問われたとき、一般の人の多くは「戦争がないこと」という答え方をしよう。つまり「平和の反対は戦争」という発想であるが、では「愛の反対は何か」と問われたらどうか。「愛憎半ばする」などの言葉があるように、「愛の反対は憎しみ」と思いがちのところ、マザー・テレサは「愛の反対は無関心」と説いた。憎しみにせよ、まだ関心を向けてもらえるならいい、インドの路上には全く関心を寄せられず放置される人々が多くいるという問題意識から来る至言だった。同じくインドで、「平和とは戦争がないこと」という定義に、根本から疑義を呈したのが、スガタ・ダスグプタ (Sugata Dasgupta) であった。戦争がなくても、多くの人々が貧困や差別、疾病、飢餓などで苦悶している状況をとでも peace とは呼べないとして、その状況を peacelessness (ピースレスネス：平和ならざる状態) と表現した<sup>18</sup>。つまり、戦争以外に平和を損なう要素の存在を指摘し、従来の「戦争の不在としての平和」という概念を大きく広げたのである。同様の発想で画期的な概念を提示したのが、ノルウェーの平和学者、ヨハン・ガルトゥングであった。

#### <構造的暴力・積極的平和>

ガルトゥングが1969年に提起した暴力に対する新しいとらえ方は、平和の意味する地平を大きく切り開いた<sup>19</sup>。その概念ではまず、「平和とは戦争の不在」ではなく、「平和とは暴力の不在」とする。確かに、戦争は暴力の最高形態であるから、とくにこの言い換えに矛盾は生じない。そのうえで暴力を、「可能性と現実とのあいだの、つまり実現可能であったものと現実が生じた結果とのあいだのギャップを生じさせた原因」と定義した<sup>20</sup>。つまり、ある人の現状が、その人の持っている潜在的な本来の能力以下に抑えられているならば、そこに暴力がはたらいていると、とらえるのである。

たとえば、A氏は本来、80歳まで生きられたのに、現実には50歳で死亡したとする。死因が殴殺であったなら、達成され得たはずの80年の命と、現実の50年の命との「ギャップ」は「殴る」という行為が原因であり、これが暴力と定義される。確かに殴る・蹴るという行為は一般の人が持つ暴力のイメージそのものであるから、この定義に違和感は生じない。では、この人が結核で死んだとしたらどうか。今や結核は適切に治療を受ければ命

を落とす病ではない。しかし、たとえば栄養失調で体力がなかったら、貧しくて病院にかかれなかったら、差別から受診を断られたら、病死するかもしれない。この場合、誰も殴る・蹴るなどはしていないが、80歳まで生きられたのに50歳で死んだというギャップは同様であるから、そこに暴力がはたらいたことになる。つまり、この場合、飢餓や貧困、差別などが暴力にあたると解される<sup>21</sup>。

このように、この暴力の定義によれば、殴る・蹴るの一般的な暴力にとどまらず、その対象を大幅に拡大でき、それは単に戦争がないだけでなく、他の要素－上述の例では飢餓・貧困・差別－も合わせてなくしてこそ本来の平和を意味する、という理解につながっていく。

ただ、この概念における現実と本来的能力のギャップについて、厳密な差し引き計算はできない。上述の例ではA氏が本来、80歳まで生きた能力を有していたかは、誰にもわからないからだ。とはいえ、人間を個人でなく集団としてとらえた場合、平均寿命という形で客観的に集団間の数値の差を知ることはできる。たとえば日本人の2016年の平均寿命は男性80.98歳、女性87.14歳と男女とも世界二位であったが<sup>22</sup>、アフリカでは50歳前後の国も少なくない。ヒトという同じ種であるのに、そこで存在するギャップをみると、その原因として南北格差・貧困の問題を暴力とみなす発想は依然、有効性があると言えるだろう。

こうして拡大された暴力を、ガルトゥングは二種に分類し、殴る・蹴るなどの行為を「直接的暴力」とした。この暴力の主体は明白であり、その暴力は対象に直接に行使されるのでわかりやすい。他方、貧困や差別などは行使の主体があいまいであり、影響は間接的に及ぶため、わかりにくい。こうした暴力を「間接的暴力」と呼んだ。「間接的暴力」は社会の構造に組み込まれて潜行して作用するので、これをとくに「構造的暴力 (structural violence)」と表現した。実態としては社会的不正義とも換言できる。そして直接的暴力のない状態を「消極的平和」、構造的暴力のない状態を「積極的平和」とし、両者を追求してこそはじめて本来の平和が実現すると主張した。

加えてガルトゥングはその後、直接的暴力と間接的暴力 (構造的暴力) を生み出す前提となる状況に着目し、直接だろうが間接だろうが、暴力を正当化、合法化する、ある種の宗教、芸術、科学などの側面を「文化的暴力」として提起した<sup>23</sup>。たとえば、子どもらが殺害されるのは直接的暴力で、子どもらが貧困で死に至るのは構造的暴力、子どもらの死に対して私たちを無感覚にしたり、子どもらの死を正当化したりするのが文化的暴力とされる。この三種の暴力は三角形で示される (図2)。

こうした概念の発展を包括的に整理し、用語を一部修正して示されたのが2007年の分類であり<sup>24</sup>、ここでは直接的暴力の不在が「直接的平和」と、構造的暴力の不在が「構造的平和」と、文化的暴力の不在が「文化的平和」と、それぞれ表現された。これらの包括的な不在に対し「消極的平和」の表現をあてている。そして、「～の不在」としての概念を「消極的」と表現するのに対し、「～の存在」としての概念を「積極的」と表現する。つまり、暴力を起こさせない、あるいは起きた暴力に対処し、収拾する過程における「対応

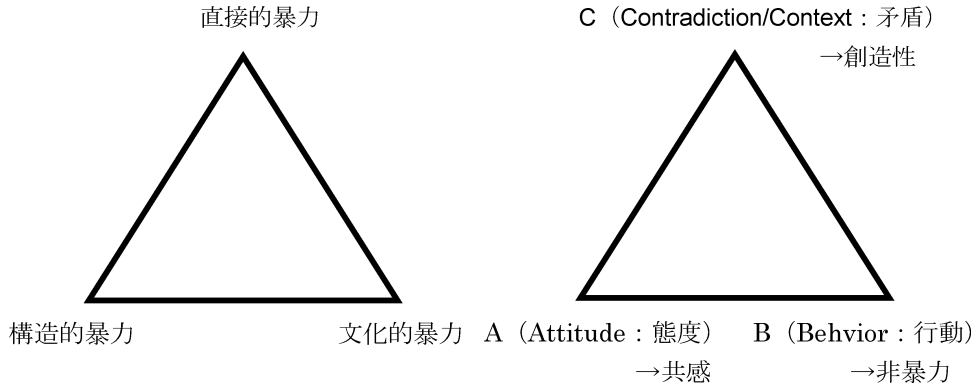


図2：暴力の3要素

図3：紛争の3要素

能力の存在」を「積極的」と称し、したがって、直接的、構造的、文化的暴力に包括的に対応できる能動性の出現を「積極的平和」と定義し直した。そこでは具体的に、協力、衡平・平等、平和の文化・対話などの存在が想定されている。

＜紛争解決学：目標としての平和＞

平和と戦争の問題を考える際、目的と手段の観点を意識する必要がある。多くの人が漠然と「戦争はいけない」と思うとき、なにか戦争が目的として行われているようなイメージを持っていないだろうか。しかし、国家指導者は殺人や破壊が好きだからそれを目的として戦争をするのではなく、国益という目的のために手段として戦争に及ぶのが通常である。個人の暴力もそれ自体が目的というより何かのための手段として暴力を振るう場合が多い。「戦争は政治の延長」というクラウゼヴィッツの言葉は、戦争が他の政治的手段と同様に選択肢としてあるという、無差別戦争観の時代の考え方を意味していた。他国との間で対立する問題がある場合、それを力づくで解決しようとして戦争という手段を取るから、戦争を否定し平和を求めたいのであれば、戦争・暴力という手段をどのように回避できるか、という問いに答えなければならない。そうすると論理的には二つの焦点が表出する。一つは、そもそも当事者間で対立している原因自体をどのように解消できるか、もう一つは、対立している状況の中で戦争・暴力ではない、どのような他の手段がとれるか、である。つまり、そもそも対立の要因自体が解消すれば平和が実現するし（＝目標としての平和）、また対立要因が解消しなくてもその状況で暴力ではない対応が取られるとき、そこにもある種の平和が実現する（＝手段としての平和）と考えてよい。

後者の焦点、利害対立の中で武力を用いないという「手段としての平和」は、戦争の違法化の歴史的進展によって、国連体制下における集団的安全保障と武力不行使原則の確立という形で一定の成果があると言えるだろう。

他方、前者の焦点、利害対立の原因自体の解消という「目標としての平和」は、紛争解決学と称される分野で理論的、技術的、実践的な蓄積がある<sup>25</sup>。ガルトゥングが示しているトランセンド（超越）法（Transcend Method）の考え方は、この対立要因自体を解消し

ようとする根本的な取り組みとして注目される<sup>26</sup>。一般に、紛争は当事者間の目標が相容れない場合に生じるが、その場合の対応は通常、①一方的勝利、②一方的敗北、③対立の放置、④妥協に大別され、多くは当事者間の痛み分け的な妥協や折衷を目標に紛争解決が図られる。超越法では、そこで「超越」という5番目の対応を推奨する。当事者間の目標の衝突を超えた次元で、新しい選択肢が創造されるなら、従来のゼロサム状況はプラスサムの状況に転換でき、妥協よりも充足感の高い解決につながりうる。そうした「超越」した選択肢の創造は当事者間だけでは難しく、紛争を仲介する第三者「紛争ワーカー」の存在が重要とされる。

超越法では、紛争の構造がABCの三角形で分析される(図3)。当事者間の態度・心の内面A(Attitude)において相手に対する「共感」を重視し、外に出す行動B(Behavior)としては非暴力に徹する。そして当事者間の主張が矛盾する状況C(Contradiction/Context)に対して、創造性によって超越的な選択肢を模索する。こうした取り組みは、目標としての平和に該当する。

#### <平和主義：手段としての平和>

「君は平和主義者だな」などと、よく「平和主義」という言葉も使われ、これも自明の概念のように見えながら、複雑な思考を含む。「平和主義」とは単に平和を求める考え方というよりも、暴力ではなく、非暴力によって問題を解決しようとする姿勢を指し、「手段としての平和」にあたる。他方、「反戦主義」という表現は、戦争の廃絶を求める意味なので「目標としての平和」と言えよう。逆に手段として暴力・軍事力を全面肯定する立場は「非平和主義」と呼べる。

「平和主義」は基本的に軍事力・暴力による取り組みを否定するのであるが、その否定の程度と、その否定の理由において、複数の範疇に分けられる<sup>27</sup>。どこまで非軍事・非暴力を貫くかという<強度>の観点では、100%の強度と、例外のある緩い強度に分けられる。いかなる場合も非暴力を貫く「無条件平和主義」か、非暴力は原則であって例外があるとする「条件付平和主義」に分類できる。<範囲>の観点では、私的場面(たとえば個人のケンカ)と公的場面(たとえば国家の戦争)に分けられ、私的にも公的にも非暴力である「普遍的平和主義」がまずある。また、私的には非暴力だが公的には暴力手段を容認する「私的平和主義」、私的には暴力もありうるが公的な場合の暴力は拒絶する「公的平和主義」もある。

したがって、例外なく非暴力を貫く「無条件平和主義」は私的場面でも公的場面でも非暴力を貫徹する「普遍的平和主義」でもあり、これは「絶対平和主義」とも別称される。他方、「条件付平和主義」は、公的な場合、あるいは私的な場合に例外的に暴力は認めるので、この場合、非暴力を志向するが常時ではないという意味で「平和優先主義」と別称される。

また、平和主義を採る理由に関しては、大きく「義務論」と「帰結主義」の判断枠組に分類できる。その行為・手段の結果、生じた帰結が全体状況の改善になるのか、ならない

のかという帰結主義の枠組では、暴力や戦争はその行為の良し悪しからでなく、その損得勘定から得にならないので否定するという理由になる。他方、義務論では暴力・戦争はたとえ利得があろうが、その行為それ自体の性質が先験的に悪だから否定するという理由になる。

こうした分類のもと、平和の実現という平和学の本旨を考えれば、どのような立場が選択されるべきなのか、判断の一助になりうる。

#### <平和の両義性>

平和の概念は既述のように多様で柔軟であるがゆえ、逆説的な含意も可能になる。「もし平和を欲するなら、戦争の準備をせよ」という古来の戒めにも、「正戦論」、「人道的介入」、「非人道的兵器」などの近年の言葉にも、平和と戦争（武力）が矛盾しながら共存している実態（矛盾語法）をみとめることができる。このように平和という言葉が戦争を肯定する意味まで含みうるという性質：「両義性」は、上述した平和学の特性「被害者としての視座」との関係でとくに看過できない重要性がある。国家が平和を騙って市民をだました結果、多くの無辜の民が命を落とす経緯が常であったからだ。

日本の戦争を振り返ると、日清戦争以後、日露戦争のみやや例外とはいえ、すべて「東洋平和のため」と称して戦われたのであり<sup>28</sup>、アジア・太平洋戦争も政府は欧米列強に対する植民地解放戦争、米国に対する自存自衛の戦争と強弁し、侵略戦争の本質を糊塗する言辭として大東亜共栄圏の平和秩序を騙っていた。

石田は戦争まで至らなくても戦後、この両義性が再び、顕在化してきているという<sup>29</sup>。1980年代の中曽根政権時に軍事費のGNP1%枠が撤廃された際、その提案をした私的諮問機関は「平和問題研究会」と称され、また、「日本列島不沈空母」発言などタカ派で知られた中曽根首相がつくったシンクタンクも平和研究所と称された。このあたりから両義性が露骨になり、今の安倍政権に至るまで拡大生産されてきている。

現在の最も象徴的な例が、安倍首相が提示する「積極的平和主義」であろう。2013年に閣議決定された「国家安全保障戦略」に盛り込まれ、自身もたびたび言及するこの言葉は、従来は「消極的平和主義」だからこれを「変える」という文脈で語られるのであるが、そこでの対照性はなんだろうか。従来の日本国憲法にある平和の考え方、つまり「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して」「戦争と…武力の行使…を放棄」し「戦力…を保持しない」で「われらの安全と生存を保持しよう」という考え方が、「消極的」であるというのであるから、その対照的な考え方は、以下のようなだろう：「諸国民を信頼しないで、戦力を保持して武力を行使して、われらの安全と生存を保持しよう」。こうした対照性から安倍首相の言う「積極的平和主義」を解するなら、その意味するところは、軍勢力という手段を「積極的」に活用して得る「平和」である<sup>30</sup>。したがって、英語表現では非軍事を含意するPacifismは使えず、政府はProactive Contribution to Peaceと表している。その考え方は安保法制という形で具体化された。

「積極的平和」の用語は本来、上述したガルトウングの概念に基づく「構造的暴力」のな

い状況を指すのであるから、安倍首相の積極的平和の用法は露骨な両義性をはらむのみならず、盗用の非難にも値する。当の本人ガルトゥングは「あからさまな対米追従の姿勢を積極的平和というのは悪意ある言い換え、許しがたい印象操作である」と強く抗議している<sup>31</sup>。

#### 4. <理想と現実><理性と情動>の分断と交錯

理想主義（ユートピアニズム、あるいはリベラリズム）と、現実主義（リアリズム）は、E.H. カーが戦争原因としてつとに分析したように、伝統的に対立してきた基本的な視座であるが、国際政治学や国際関係学（論）が現実主義を基調とする一方、平和学が理想主義に傾くのは上述したように、平和学のアイデンティティとしては当然であった。しかしながら、平和の実現という目的の実効性においては、リアリズムを全く断絶したらどうであろうか。

また、一般に人間の思考や言動の基には、理性と情動がある。道理をもとに冷静に対応することもあれば、感覚や情念に駆られる場合もある。平和にせよなんにせよ、目的達成には理性的な手段、仕組み、プロセスが重要であるが、他方、熱情も不可欠であろう。とくに戦争など不条理な苦痛を強いられた被害者の立場においては、トラウマの反作用としての激烈な情動に支配されるのは不可避であろう。

こうした観点で平和の実現を考えると、<理想と現実>、<理性と情動>の二種の座標軸によって、四種の対応を示すことができる（図1）。この場合、理想主義は非軍事の意味を含み、現実主義は軍事力の肯定と同義である。

近年、日本をめぐる平和の問題について顕著なのは、象限Ⅱにあたる対応である。中国の台頭、北朝鮮の不安定、テロの拡散といった国際環境の中で、反射的、感覚的、短絡的に軍事力の増強を求める発想が強まっていよう。自民党の安全保障調査会が対北朝鮮策として「敵基地反撃能力」保有を提言したり、稲田朋美・前防衛相が核保有に言及したり、この象限にあたる対応は目立っている。

他方、アナーキーな国際社会の構造における大国の権力政治が戦争や不正義の原因であるから、世界連邦政府を創設しようという発想や行動、あるいは国家間の紛争は不可避であるが、手段がなければ戦争はしたくてもできないのであるから憲法9条の文言のように軍備を全廃しようという発想や行動——それらは理屈としては筋が通っており、実現できれば理想的な国際社会になろう。図1では象限Ⅰにあたる対応であるが、近い将来に具体化できるとはほとんど誰も期待していない。

さて、象限Ⅲも理想を求める対応ではあるが、それは理屈で考えるからでなく、感性、情念、心性に裏打ちされている場合である。憲法9条をめぐる改正問題が浮上する昨今、9条護憲派とされる層の中には、「9条信仰」「原理主義」と揶揄される強固な人々もいる。「たったひとりになっても憲法九条を守る。…これはもう論理の世界でなく、情の世界」と語る戦争体験者は、多くの戦没者の中、幸運にも生き残った自分たちには見えない焼きごてで

背中に9条が刻印されているのだ、と言う<sup>32</sup>。あるいは、すべてを失った1945年夏、人々にとって唯一、心の拠り所にしたのは憲法9条であったゆえ、そうした戦争体験者や戦後の混乱を経験した人々にとって9条は、自身のアイデンティティとして昇華されているのだろう。こうした人々の間では、理屈とは関係なく戦争放棄・戦力不保持の理想がゆるぎなく追求される。さらに、こうしてアイデンティティとして自覚的に情念化されている面の他、柄谷によると、9条はフロイトの言う「超自我」として無自覚的にも日本人の心性に深く根ざしているのだという<sup>33</sup>。

しかしながら、憲法9条を理屈で考え直してみると、即座に少なくない疑問や矛盾に直面する。憲法9条の文言そのままに日本は戦争をしないし、軍隊も持たないとしても、他の国が侵略してきたらどうする？それを撃退する最低限の実力として自衛隊を持つとしても、今や立派な軍隊（戦力）でないか？憲法と実態とが大きく開いている現状で憲法の意味があるのか？米軍基地が日本に常駐するのは9条の精神とは相容れないのではないか？しかし日米同盟は続けるのか？解釈改憲で個別的自衛権を認めるなら集团的自衛権も解釈で認められるのか？国連の集团的安全保障としての軍事行動は9条と整合するのか？——など反問が次々生まれて、答えはいずれも容易でない。このように憲法9条を現実的な視点から論理的に問い直す対応は、象限Ⅳに関連する。国連の集团的安全保障、またはPKOにおける武力行使の容認・参加や、個別的自衛権・自衛隊の憲法への明記、徴兵制もあろう新たな防衛構想などのため、9条の条文を消去、改変すべきとする「新9条論」の考え方などは、現実主義的に武力を容認する視点を含みつつ、論理的に平和を志向する点において、象限Ⅳに位置づけられる<sup>34</sup>。

このように四種の範疇でとらえる場合、平和の実現という平和学の本旨からすれば、図上のどのような領域における対応が適切なのであろうか。先述した、平和主義の義務論と帰結主義の観点は、一定の方向性を考える基点になりうる。両者の極論、つまり結果がすべての手段を正当化する－「戦争と恋愛は何でもあり」といった－マキャベリスト的帰結主義（現実主義）の荒涼感。他方、行為自体の正当性に固執し－「死んでも魂の輝かしい勝利である」とする－ガンジー的な義務論（理想主義）の滅びの美学。いずれも、違和感をぬぐえないならば、両者の間のグラデーションの中で、複眼的な立場を求めるしかない。平和の実現にとって、武力を感情的に志向する象限Ⅱは言うまでもなく排除されねばならない。他方、論理性に裏打ちされた理想を指す象限Ⅰは最も望ましい状況であるには違いないものの、短期的な視点では実効性を得にくい。であれば、象限Ⅰのみにとどまる静的な姿勢では不十分であろう。むしろ、戦争体験や被害者感情に基づく情動的な理想主義の志向（象限Ⅲ）と、目の前の実態に冷静に対応しつつ必要悪としての一定の武力を受容する姿勢（象限Ⅳ）の間で、象限Ⅰを介して往来する、3象限間のバランスある動的な姿勢（図の網かけの領域）が求められるのではないだろうか。

この論点は、上述した〈武力の是非・人間観の相違〉の問題につながる。平和学は被害者の視点を重視するのであるから、「もう、こりごり」という情念を基に理想（非軍事）を求めるような、象限Ⅲの対応は当然に射程に入るが、平和学のアイデンティティがユート

ピアノリズムと不即不離であるゆえ、また当然、理性に裏打ちされた学問であるゆえ、象限Ⅰも基調となるのは言うまでもない。では、軍事的な現実主義を含む象限Ⅳは平和学としては回避すべき領域なのかが“原理主義”と“修正主義”の間で議論になるわけである。

自身も戦争体験者で、戦後、日本の平和研究の第一人者として業績を残した川田侃の言葉はこの三象限のとらえ方について含蓄に富む<sup>35</sup>：

私たちがのような戦中派の戦争反対や平和主義は、感覚的で感情的なものにすぎないと、戦後派の人たちはよくいう。しかし、冷厳な現実政治を冷静に分析すれば国際政治に力が必要なことはわかる、といった論旨の文章にでくわすと、逆に私などはそういう議論をことさらに力説している人が何か哀れに思えてくる。たしかに感情的な平和主義や、理想主義的な国際主義精神のみでは、現実には平和は到来しないだろう。その主張はよくわかるが、国際平和はまず人の心に宿らねばならないこともまた、真実である。

理想主義と現実主義、あるいは理性と情動はともに二者択一の排他的な関係でなく、両面踏まえた複眼的なとらえ方が可能であるはずだ。国際平和を堅固に心に宿しつつ、国際政治における力の存在を冷静に踏まえる、つまり象限Ⅰを常に介しつつ象限ⅢとⅣを大胆に往来できるそうした姿勢が保てるなら、平和の実現は私たちの手が届く範囲にあるのかもしれない。

## おわりに

本稿では、平和学の特性として、価値志向性、学際性、全体性、市民社会性、実践応用性などを指摘したうえで、その目標としている平和について、概念的な多様性を確認した。平和の実現が容易でないのは、一つにはこの概念的な柔軟性ゆえ恣意的に操作されやすく、またイメージ以上に実際の平和観には乖離があるからであろう。

また、平和の実現が困難であるのは、その取り組む姿勢の方向性にも関係がある。ガルトゥングの言う暴力の三類型を克服し、平和を具体化するには、高邁な理想主義（非軍事）を伶俐に説く（＝象限Ⅰの姿勢）だけでは不十分であろう。理想主義・非軍事をひたすらに渴望する情念（＝象限Ⅲの姿勢）と、必要悪として武力の合理性を甘受する理性（＝象限Ⅳの姿勢）と、両面を視野に入れた取り組みの中で、平和の曙光が差し込むのではないか。

## 注

- 1 「平和安全法制」は「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平和安全法制整備法）」と「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（国際平和支援法）」をあわせた総称で



ある。平和安全法制整備法は改正法 10 本を束ねており、国際平和支援法は新規立法であるので、この「平和安全法制」は合計 11 本の法律から構成される。2015 年 9 月 19 日に成立し同 30 日に公布、2016 年 3 月 29 日施行された。

- 2 「平和安全法制」の問題点の整理については以下を参照：饗場和彦「『平和安全法制』（安保法制あるいは『戦争法』）の是非を考察するための総論的枠組み－詐欺的手法で立憲主義を破壊し日本の安全は確保できるのか－」『徳島大学社会科学研究』30 号、2016 年、1-39 頁。
- 3 岡本三夫『平和学－その軌跡と展開』法律文化社、1999 年、39 頁。
- 4 ヨハン・ガルトゥング、藤田明史編著『ガルトゥング平和学入門』法律文化社、2003 年、49 頁。
- 5 自己達成予言は「予言の自己成就」とも呼ばれる。たとえば増税を言う政治家は選挙で当選できないという理論に基づいて、研究者がある候補の落選を予測する場合、それが広く知られると多くの有権者が落選する候補者に投票してもしょうがないと考え投票しなくなり、結果、予言どおりに落選するというような場合。あるいはある信用金庫が危ないという予測が広まると、多くの人が預金を引き出すようになり、結果的に経営が破綻するというような場合。
- 6 佐藤英夫『国際関係入門』東京大学出版会、1990 年、12 頁。
- 7 国際平和研究学会第二代事務局長・アスビヨルン・アイデの言葉。岡本三夫『いま平和とは何か－平和学の理論と実践』法律文化社、2004 年、121 頁。
- 8 藤田明史「社会科学としての平和学を求めて－平和学における価値および客観性の問題－」『大阪女学院短期大学紀要』44 号、2014 年、14 頁。
- 9 児玉克哉・佐藤安信・中西久枝『はじめて出会う平和学－未来はここからはじまる』有斐閣、2004 年、86 頁。
- 10 寺島俊徳『戦争をなくすための平和学』法律文化社、2015 年、4 頁。
- 11 岡本三夫「平和学とは何か」吉田康彦『21 世紀の平和学－人文・社会・自然科学・文学からのアプローチ』明石書店、2004 年、17 頁。
- 12 岡本三夫「新世紀の平和学のアジェンダ」岡本三夫・横山正樹『平和学のアジェンダ』法律文化社、2005 年、18 頁。
- 13 ヨハン・ガルトゥング『日本人のための平和論』ダイヤモンド社、2017 年、44 頁。
- 14 加藤朗『入門・リアリズム平和学』勁草書房、2009 年。
- 15 日本では過去 3 度の刀狩令でもって武器所有を否定されているが、米国では建国以来の権利として武器所有を認めている。
- 16 「過ち」をおかした主体は常識的には原爆を投下した米国であるが、そのとらえ方では非難と報復の悪循環に陥るので、それを超克して人類全体の「過ち」としてとらえるため、あえて「過ち」の主語を明記していない。
- 17 加藤前掲書、9-24 頁。
- 18 Sugata Dasgupta, "Peacelessness and Mal-development: A new theme for peace research in developing nations", International Peace Research Association, *Proceedings of International Peace Research Association Second International Conference*, Van Gorcum, 1968, vol. II, pp. 19-42.
- 19 Johan Galtung, "Violence, Peace, and Peace Research", *Journal of Peace Research*, vol. VI, no. 3, 1969, pp. 167-191.
- 20 *Ibid.*, p. 168. ヨハン・ガルトゥング（高柳先男、塩屋保、酒井由美子訳）『構造的暴力と平和』中央大学出版部、1991 年、6 頁。
- 21 結核が不治の病として蔓延していた時代においては暴力とみなしにくいし、現在でも地震は暴力

- とはいえない。ただし、地震による原発関連の被害は十分に暴力にあたる。
- 22 厚生労働省 HP、<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/life/life16/index.html> (2017年9月閲覧)
  - 23 Johan Galtung, "Cultural Violence", *Journal of Peace Research*, vol.27, no.3, 1990.
  - 24 Johan Galtung, "Introduction: Peace by Peaceful Conflict Transformation—the TRANSCEND Approach", Charles Webel and Johan Galtung eds., *Handbook of Peace and Conflict Studies*, Routledge, 2007, p.31; 奥本京子『平和ワークにおける芸術アプローチの可能性』法律文化社、2012年、25頁。
  - 25 たとえば、Oliver Ramsbotham, Tom Woodhouse, and Hugh Miall, *Contemporary Conflict Resolution* (2nd ed.), Polity Press, 2005; オリバー・ラムズボサム、トム・ウッドハウス、ヒュー・マイアル(宮本貴世訳)『現代世界の紛争解決学—予防・介入・平和構築の理論と実践』明石書店、2009年。
  - 26 Johan Galtung, *Transcend and Transformation: An Introduction to Conflict Work*, Pluto Press, 2004; ヨハン・ガルトゥング『ガルトゥング紛争解決学入門—コンフリクト・ワークへの招待』法律文化社、2014年。
  - 27 松元雅和『平和主義とは何か—政治哲学で考える戦争と平和』中央公論新社、2013年、3-34頁。
  - 28 石田雄『日本の政治と言葉—下「平和」と「国家」』東京大学出版会、1989年、16-81頁。
  - 29 石田雄『ふたたびの<戦前>—軍隊体験者の反省とこれから』青灯社、2015年、139-140頁。
  - 30 安倍首相の言う「積極的平和主義」と従来の「消極的平和主義」における対照性は、本文で言及した「軍事」⇔「非軍事」の対象性のほか、「作為」⇔「不作為」の対象性も指摘される。つまり従来の考え方は他国を信頼するだけで「あれもしない」「これもしない」という不作為の「偽物の平和主義」であったが、「あれもする」「これもする」の「積極的平和主義」に変わらないといけなとする(たとえば伊藤憲一『新・戦争論—積極的平和主義への提言』新潮社、2007年、174-176頁)。しかしこの議論は、非軍事的手法で「あれもする」「これもする」という観点もあるのにこれを看過し、軍事的な手法のみに直結させている点で欠落がある。
  - 31 ガルトゥング『日本人のための平和論』19頁。
  - 32 鴨志田恵一『残酷平和論』三五館、2011年、169-176頁。
  - 33 柄谷行人『憲法の無意識』岩波書店、2016年、19-20頁。
  - 34 9条に関して世論として多数派の考え方は、現行の9条を変えないままで個別的自衛権は認めて自衛隊も容認する立場:「修正主義的」護憲派の考え方であるが、これは個別的自衛権や自衛隊を認める点で現実主義的であるものの、論理的には矛盾とあいまいさが内包されており、論理性に限界があるゆえ、象限ⅡとⅣの境界線上にあるような立場ともいえよう。
  - 35 川田侃『平和研究』東京書籍、1996年、177-178頁。